

京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務に係る 公募型プロポーザル方式募集要領

1 事業の趣旨・目的

京都府立向日が丘支援学校は、京都府立で初めての肢体不自由養護学校として、長岡京市に昭和 42 年に開校し、50 年以上にわたり乙訓地域を対象に知的障害と肢体不自由の障害に対応する専門性の高い教育活動を行ってきた。本校は、「命を守る教育」を先駆的に取り組み、現在の京都府における特別支援教育の礎を築いてきた歴史ある学校である。

しかし、50 年が経過し校舎の老朽化が著しく、教育活動に支障がでていることや、近年の生徒数の増加に伴う教室や設備面の不足、乙訓地域の小中学校や福祉サービスとの連携体制の構築等の諸課題に対応できる学校づくりを行うため、校舎改築を行うものである。

本事業は、向日が丘支援学校における教育実践の充実・発展、新学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実践や、教育と福祉の連携による支援の重要性等を踏まえた学校の目指すべき姿を示し、改築の基本理念と方向性をまとめた「向日が丘支援学校改築基本構想」に基づき校舎、体育館及びグラウンド等の改築に係る基本・実施設計業務を行うものである。

本プロポーザルの目的は、施設整備に豊かな発想力と技術力をもって取り組み、基本・実施設計の業務を遂行できる設計者を選定することを目的としている。

2 業務概要

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「建築設計業務委託特記仕様書」、「設計概要」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和 4 年 2 月 15 日まで |
| (4) 委託上限額 | 256,446,300 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格

技術提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 技術提案募集に係る公告の日から委託候補者特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。
- (8) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が 5 名以上所属していること。
- (9) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接的かつ 3 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10 年以上の実務経験があること。
- (10) 平成 17 年度以降に完工した、延床面積が 3,000 m²を超える建築物の新築、改築又は増築に係る基本又は実施設計業務の元請けとしての実績を有すること。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府教育庁管理部管理課（京都府庁旧本館 2 階）
電話 075-414-5772 FAX 075-432-5985
メールアドレス kyo-kanri@pref.kyoto.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 2 年 4 月 14 日（火）～令和 2 年 5 月 29 日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府教育委員会ホームページ「入札情報」
(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) からダウンロードできる。

- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限：令和 2 年 4 月 30 日（木）正午まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

オ 参加表明書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：令和 2 年 4 月 14 日（火）～令和 2 年 4 月 23 日（木）正午まで

(イ) 質疑方法：質疑書（様式 2）に必要事項を記入の上、持参のほか、郵送、FAX 又は電子メールにより上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和2年4月27日（月）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」

(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) に提示し、個別には回答しない。

(4) 技術提案書の提出要請

上記(3)エの提出書類をもとに、別紙「京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式評価基準」（以下、「評価基準」という。）に基づき、京都府立向日が丘支援学校改築工事基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式選定会議（以下、「選定会議」という。）において、技術提案書の提出を求める者として評価点上位の5者程度を選定し、技術提案書提出要請書を送付する。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限：令和2年5月29日（金）正午まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

オ 技術提案書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：技術提案書提出要請後から令和2年5月14日（木）正午まで

(イ) 質疑方法：質疑書（様式2）に必要事項を記入の上、持参のほか、郵送、FAX 又は電子メールにより上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和2年5月18日（月）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」

(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) に提示し、個別には回答しない。

5 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、日時、場所については、技術提案書提出要請とあわせて通知する。

(3) 評価方法

参加表明書、技術提案書について、評価基準に基づき、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

本件に係る外部有識者は次のとおり。

【外部有識者】（五十音順、敬称略）

相澤 雅文 京都教育大学教授

澤田 均 佛教大学特別任用教員（教授）

鈴木 健二 京都府立大学准教授

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で、参加表明書及び技術提案書の総合点が最も高い者を、選定会議において契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イにかかわらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 委託業務参考見積価格の金額が 2 (4) の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

技術提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、技術提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。候補者選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府教育委員会ホームページ公募型プロポーザル選定結果等において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

なお、技術提案書の提出を求める者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、委託候補者として特定されなかった者が、本通知日の翌日から起算して 5 日以内に、書面（様式任意）により 4 (1) の担当部署に対して、非選定理由に係る説明を請求することができる。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。
ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いのほか、保証会社の保証を条件として業務着手後に各会計年度の履行高予定額の 3 割以内の額を前払い金として請求できる。

- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 基本設計完了時に、部分引き渡しに係る支払いを請求することができる。

8 留意事項

(1) 参加及び辞退に係る取扱い

ア 参加表明書及び技術提案書については、1者につき1提案に限る。

イ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付して書面により届け出るものとする。(様式任意)

(2) 提出された書類に係る取扱い

ア 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、公表等の使用については、提案者は承諾するものとする。

オ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

カ 提出した書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。

キ 書類を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) その他

ア 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

ウ 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

エ 本業務及び本業務に直接関係する他の設計業務等の受託者及びその関連企業(会社法(平成17年法律))第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員をかねている者)は、今後発注する予定の京都府立向日が丘支援学校改築工事の受注者となることはできない。

オ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、3の(5)の技術提案書の提出期限等については、日時等の変更を行う場合がある。変更を行う場合は、技術提案書の提出を求める者に対して、3の(1)の担当部署から通知を行う。